

# 区画整理だより

一宮大木土地区画整理組合発行  
平成26年10月 1日 第39号

日頃、一宮大木土地区画整理事業の施行につきましては、格別のご協力を戴き厚くお礼申し上げます。本組合発注工事および上下水道や電柱工事等で、組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。今後も引き続きご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

平成26年9月26日(金)に第28回総代会(総代定数55名中39名出席)が開催され、議案については、「評価の指数1個当たりの単価について」など仮清算金にかかる議案が審議され、提出された議案すべてが原案のとおり可決されました。

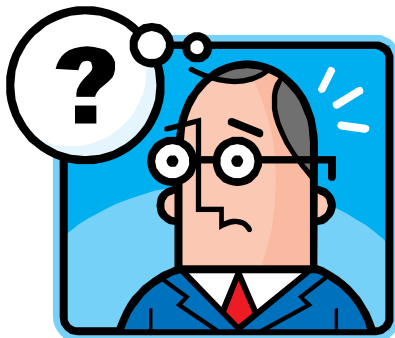
## 【議案】

- 1 評価の指数1個当たりの単価について  
定款第70条及び土地評価基準第23条の規定により、評価の指数1個当たりの単価について、換地対象(徴収・交付)の方は43円、換地不交付の方は49円と決定しました。
- 2 清算金の権利割合について  
定款第71条及び土地評価基準第24条の規定により、清算金の権利割合について、所有権割合50%、借地権割合50%と決定しました。
- 3 仮清算金の分割徴収する場合の利子について  
仮清算金の分割徴収する場合の利子について、無利子と決定しました。
- 4 土地区画整理法第95条第1項による特別の宅地に関する措置について  
大木町新町通96-1、221、377の墓地について、法95条第1項の規定により「特別の考慮を払う宅地」と決定しました。
- 5 土地区画整理法第95条第5項による特別清算について  
大木町新町通96-1、221、377の墓地について、法第95条第5項の規定により、清算徴収金を免除する宅地と決定しました。

## 【相談窓口の設置について】

この度、仮清算にかかる徴収金の納付方法や、分割期間、区域内の工事に関する相談などに対応するため、「相談窓口」を設置しました。尚、個別の仮清算金額につきましては、年末開催予定の個別説明会にてご説明致します。

場所は、組合事務所(豊川市一宮庁舎1階一宮地区建設課内)です。本事業について相談したいことがありましたら、ご利用くださいますようお願い致します。



【連絡先】 一宮大木土地区画整理組合事務所(豊川市一宮庁舎1階)  
TEL/FAX: 0533-93-4911 E-mail: [ichinomiyaogi@royal.ocn.ne.jp](mailto:ichinomiyaogi@royal.ocn.ne.jp)  
組合ホームページURL: <http://ichinomiyaogi.com/>